

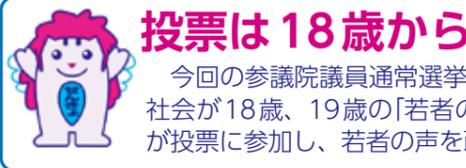
# 第24回参議院議員通常選挙について

★投票日 平成28年7月10日(日) ★投票できる人  
 ★告示日 平成28年6月22日(水) 今回の参議院選挙より18歳から投票できるようになりました。

★投票所(投票所入場券に記載してありますので、★期日前投票  
 ご確認の上持参してください) ○期日 平成28年6月23日(木)～7月9日(土)の17日間  
 第1投票所 久米島町役場仲里庁舎 ○場所 久米島町役場仲里庁舎1階会議室  
 第2投票所 清水小学校体育館  
 第3投票所 旧久米島中学校体育館  
 第4投票所 宇江城地区会館

★不在者投票  
 久米島町での投票ができない方は、滞在先の市町村で不在者投票ができます。  
 また、県選管が指定する病院・老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

★投票期間は町営バスが「無料」で利用できます。(期日前投票及び選挙当日を含む。)  
 投票所へ行くとき → 乗車及び下車の際「投票所入場券」を運転手に提示してください。  
 投票所から帰るとき → 投票が終わってから「投票済証」をもらってください。バスへ乗車及び下車の際「投票済証」を運転手に渡してください。



投票は18歳から

今回の参議院議員通常選挙より18歳から投票できるようになりました。政治・社会が18歳、19歳の「若者のちから」を必要としています！ひとりでも多くの方が投票に参加し、若者の声を政治につなげていきましょう。

※詳しくは総務省のHPをチェックしてね！



お問い合わせ 選挙管理委員会(総務課内) ☎985-7121

## ● 7月から国民健康保険税の納付が始まります ●

国民健康保険(国保)は、相互扶助という考えによって成り立っている医療保険制度です。加入世帯の被保険者数や収入などに応じた保険税を負担することにより、万が一、被保険者が病気やけがをしたときには、少ない自己負担で医療サービスを受けようになっています。

今年度も国民健康保険税の納付が7月より始まります。国保税の納税義務者は国保に加入している世帯の世帯主であり、年金から保険税が天引きとなる世帯(特別徴収)を除き、毎年7月から翌年の2月までの毎月8期にわたり納付となります。

**保険税は期限内納付をよろしくお願いいたします。**

国民健康保険税の納期限表							
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
平成28年8月1日	平成28年8月31日	平成28年9月30日	平成28年10月31日	平成28年11月30日	平成29年1月4日	平成29年1月31日	平成29年2月28日

□ 国民健康保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡を  
 国保加入世帯には、7月上旬に郵送する予定ですが、表札、部屋番号が不明などの理由により、配達できず返送されてくる場合があります。7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡してください。

□ 所得申告  
 保険税所得割額の算出や低所得者への保険税の軽減、高額療養費の判定の基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。まだ、所得申告が済んでいない方は、早急に所得申告をするようお願いします。

### ● 国民健康保険税の賦課限度額と保険税軽減範囲が変わります。

□ 賦課限度額の変更  
 国民健康保険税の「医療給付費課税額」に係る課税限度額を52万円(現行51万円)、「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を17万円(現行16万円)に、「介護納付金課税額」に係る課税限度額を16万円(現行14万円)に引き上げます。

	医療分	介護分	支援分	合計
平成27年度	520,000円	160,000円	170,000円	850,000円
平成28年度	540,000円	160,000円	190,000円	890,000円

□ 低所得者への均等割・平等割の軽減  
 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行いません。

	5割軽減世帯	2割軽減世帯
平成27年度	基準額33万円+26万円×被保険者数	基準額33万円+47万円×被保険者数
平成28年度	基準額33万円+26.5万円×被保険者数	基準額33万円+48万円×被保険者数

お問い合わせ 福祉課 ☎985-7124

# 介護保険料納付のお願い

## 65歳以上のみなさん、7月から平成28年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

### \*特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】  
 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納めかた】  
 偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

### \*普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】  
 ・年度の途中で65歳になった方  
 ・年度の途中で他の市町村から転入した方  
 ・年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方  
 ・年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方  
 ・老齢福祉年金受給者

【納めかた】  
 納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただけます。

納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)



### 介護保険料を滞納すると(給付制限について)

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

### 介護保険料減免について

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】  
 下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

【申請書類提出先】

・久米島町役場福祉課へ申請を行ってください。

お問い合わせ 沖縄県介護保険広域連合  
 〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村  
 字比謝瓦55番地 比謝瓦複合施設2階  
 ☎911-7503(会計課 賦課徴収担当)

福祉課  
 介護保険係  
 ☎985-7124